

令和元年9月3日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第52号	専決処分について（令和元年度秩父市一般会計補正予算（第3回））……	1
議案第53号	平成30年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について……	16
議案第54号	平成30年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について…	17
議案第55号	平成30年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について…	18
議案第56号	平成30年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……	19
議案第57号	平成30年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について…	20
議案第58号	平成30年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……	21
議案第59号	平成30年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……	22
議案第60号	平成30年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定 について……	23
議案第61号	平成30年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について…	24
議案第62号	平成30年度秩父市立病院事業会計決算の認定について……	25
議案第63号	秩父市クラブハウス21条例等の一部を改正する条例……	26
議案第64号	秩父市税条例等の一部を改正する条例……	40
議案第65号	秩父市印鑑条例の一部を改正する条例……	50
議案第66号	秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例 の一部を改正する条例……	52
議案第67号	秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例……	56

議案第68号	秩父市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……	67
議案第69号	秩父市県営土地改良事業負担金に関する分担金徴収条例の一部 を改正する条例……………	68
議案第70号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	70
議案第71号	秩父市花の木交流センター条例……………	72
議案第72号	指定管理者の指定について（秩父市花の木交流センター）……………	76
議案第73号	令和元年度秩父市一般会計補正予算（第4回）……………	77
議案第74号	令和元年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）……………	84
議案第75号	令和元年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）……………	89
議案第76号	令和元年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）……………	92
議案第77号	令和元年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）……………	95
議案第78号	令和元年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）…	98
議案第79号	令和元年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）……………	101
議案第80号	令和元年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）……………	104

議案第52号

専決処分について

令和元年度秩父市一般会計補正予算（第3回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

令和元年度秩父市一般会計補正予算（第3回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年8月6日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

令和元年度秩父市一般会計補正予算（第3回）

令和元年度秩父市一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 32,030 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,144,507 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		1,790,976	32,030	1,823,006
	3 委託金	304,650	32,030	336,680
歳入	合計	28,112,477	32,030	28,144,507

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,320,949	32,030	3,352,979
	4 選挙費	123,392	32,030	155,422
歳 出	合 計	28,112,477	32,030	28,144,507

余 白

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	3,320,949	32,030	3,352,979
歳 出 合 計	28,112,477	32,030	28,144,507

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
	32,030			
	32,030			

2 歳 入

(款) 16 県支出金
(項) 3 委託金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		県支出金	1,790,976	32,030	1,823,006
	3	委 託 金	304,650	32,030	336,680
		1 総務費委託金	196,166	32,030	228,196

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 選挙費委託金	32,030	・ 参議院議員選挙執行委託金（補欠選挙）	32,030

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2		総務費	3,320,949	32,030	3,352,979	32,030		
	4	選挙費	123,392	32,030	155,422	32,030		
		2 参議院議員 選挙費	37,603	32,030	69,633	32,030		(県) 参議院議員選挙執行委託金 (補欠選挙) 32,030

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
	1 報 酬	11,685	○ 参議院議員選挙費（補欠選挙）＜選挙管理委員会＞ 32,030
	3 職員手当等	1,100	1 報酬 11,685
	7 賃 金	2,818	投票管理者他報酬 3,550
	8 報 償 費	384	投票開票所事務従事者他報酬 8,135
	9 旅 費	24	3 職員手当等 1,100
	11 需 用 費	1,646	時間外勤務手当 1,100
	12 役 務 費	2,484	7 賃金 2,818
	13 委 託 料	7,237	臨時職員賃金 2,818
	14 使用料及び 賃借料	2,602	8 報償費 384
	15 工事請負費	50	謝礼金 384
	18 備品購入費	2,000	9 旅費 24
			普通旅費 24
			11 需用費 1,646
			消耗品費 900
			燃料費 30
			食糧費 611
			印刷製本費 55
			修繕料 50
			12 役務費 2,484
			通信運搬費 2,451
			手数料 33
			13 委託料 7,237
			ポスター掲示場作成・設置・撤去業務委託料 4,678
			投票所資材配送・撤収業務委託料 440
			選挙公報新聞折込委託料 179
			期日前投票所駐車場等整理委託料 378
			投票用紙読取機等点検委託料 1,100
			期日前投票システム管理委託料 462
			14 使用料及び賃借料 2,602
			建物借上料 422
			自動車借上料 50
			市民会館使用料 100
			投票速報システム使用料 72
			携帯電話借上料 37
			選挙備品借上料 510
			期日前投票機借上料 825
			投票受付機借上料 586
			15 工事請負費 50
			投票所諸工事 50
			18 備品購入費 2,000
			選挙用備品 2,000

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費					計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (年間支給率) (千円)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)				
補正後	長等	3		27,864	12,262 (4.40月分)		40,126	10,165	50,291	
	議員	20	83,748		35,314 (4.40月分)		119,062	30,397	149,459	
	その他の 特別職	4,396	727,787				727,787	77,774	805,561	
	計	4,419	811,535	27,864	47,576		886,975	118,336	1,005,311	
補正前	長等	3		27,864	12,262 (4.40月分)		40,126	10,165	50,291	
	議員	20	83,748		35,314 (4.40月分)		119,062	30,397	149,459	
	その他の 特別職	3,894	716,102				716,102	77,774	793,876	
	計	3,917	799,850	27,864	47,576		875,290	118,336	993,626	
比 較	長等									
	議員									
	その他の 特別職	502	11,685				11,685		11,685	
	計	502	11,685				11,685		11,685	

2 一般職

(1)総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(18) 493		1,976,417	1,160,116	3,136,533	1,088,001	4,224,534	
補正前	(18) 493		1,976,417	1,159,016	3,135,433	1,088,001	4,223,434	
比較	()			1,100	1,100		1,100	

職員 手当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	55,929		472,683	326,621	92,307	124,688	453
	補正前	55,929		472,683	326,621	91,207	124,688	453
	比較					1,100		
	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)			
	補正後	23,241	1,254	27,540	35,400			
	補正前	23,241	1,254	27,540	35,400			
	比較							

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員 手当	1,100	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	1,100	参議院議員補欠選挙に係る増加分	

議案第 53 号

平成 30 年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成 30 年度秩父市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第54号

平成30年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
平成30年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 55 号

平成 30 年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
平成 30 年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 56 号

平成 30 年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 30 年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 57 号

平成 30 年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成 30 年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 58 号

平成 30 年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成 30 年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監
査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 59 号

平成 30 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 30 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第60号

平成30年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について
平成30年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第61号

平成30年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成30年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第62号

平成30年度秩父市立病院事業会計決算の認定について

平成30年度秩父市立病院事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第63号

秩父市クラブハウス21条例等の一部を改正する条例

(秩父市クラブハウス21条例の一部改正)

第1条 秩父市クラブハウス21条例(平成17年秩父市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「510」を「520」に、「710」を「730」に、「1,230」を「1,250」に、「2,450」を「2,500」に、「250」を「260」に、「350」を「360」に、「1,110」を「1,140」に、「810」を「820」に改める。

(秩父市温水プール条例の一部改正)

第2条 秩父市温水プール条例(平成17年秩父市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「200円」を「210円」に、「12,340円」を「12,570円」に、「3,080円」を「3,140円」に改める。

(秩父市荒川巡礼通りふれあいセンター条例の一部改正)

第3条 秩父市荒川巡礼通りふれあいセンター条例(平成17年秩父市条例第110号)の一部を次のように改正する。

第9条中「500円」を「520円」に改める。

(秩父市公民館利用条例の一部改正)

第4条 秩父市公民館利用条例(平成17年秩父市条例第113号)の一部を次のように改正する。

別表中「750円」を「760円」に、「860円」を「880円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「310円」を「320円」に、「430円」を「440円」に、「530円」を「540円」に、「640円」を「660円」に、「210円」を「220円」に、「610円」を「620円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「3,080円」を「3,140円」に改める。

(秩父市市民ギャラリー条例の一部改正)

第5条 秩父市市民ギャラリー条例(平成17年秩父市条例第115号)の一部を次のように改正する。

別表中「530」を「540」に、「210」を「220」に、「310」を「320」に、「1,050」を「1,080」に、「620」を「640」に改める。

(秩父市歴史文化伝承館条例の一部改正)

第6条 秩父市歴史文化伝承館条例(平成17年秩父市条例第116号)の一部を

次のように改正する。

別表中「5, 140」を「5, 230」に、「7, 200」を「7, 330」に、「6, 680」を「6, 810」に、「8, 640」を「8, 800」に、「7, 710」を「7, 850」に、「9, 970」を「10, 160」に、「510」を「520」に、「610」を「620」に、「820」を「830」に、「720」を「730」に、「920」を「940」に、「2, 050」を「2, 090」に、「2, 670」を「2, 720」に、「3, 390」を「3, 450」に、「3, 080」を「3, 140」に、「4, 010」を「4, 080」に、「2, 570」を「2, 610」に、「3, 290」を「3, 350」に、「4, 320」を「4, 400」に、「3, 800」を「3, 870」に、「4, 930」を「5, 020」に、「1, 020」を「1, 040」に、「1, 330」を「1, 360」に、「1, 640」を「1, 670」に、「1, 540」を「1, 570」に、「1, 950」を「1, 990」に、「1, 230」を「1, 250」に、「1, 850」を「1, 880」に、「2, 360」を「2, 410」に、「3, 600」を「3, 660」に、「5, 340」を「5, 440」に改める。

(秩父市立歴史民俗資料館条例の一部改正)

第7条 秩父市立歴史民俗資料館条例（平成17年秩父市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「200円」を「210円」に改める。

(秩父市吉田生涯学習センター条例の一部改正)

第8条 秩父市吉田生涯学習センター条例（平成17年秩父市条例第122号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 260円」を「1, 280円」に、「1, 680円」を「1, 710円」に、「2, 940円」を「2, 990円」に、「2, 320円」を「2, 360円」に、「5, 260円」を「5, 350円」に改める。

(秩父市文化体育センター条例の一部改正)

第9条 秩父市文化体育センター条例（平成17年秩父市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「5, 180円」を「5, 280円」に、「2, 580円」を「2, 640円」に、「2, 590円」を「2, 640円」に、

1, 290円
640円

を

「

1, 320円
650円

」に、「7, 770円」を「7, 920円」に、「11, 66

0円」を「11, 880円」に、「1, 280円」を「1, 320円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「1, 620円」を「1, 640円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「

540円
640円

」を「

540円
660円

」に改める。

別表第2中「5, 400円」を「5, 500円」に、「8, 100円」を「8, 240円」に、「12, 150円」を「12, 370円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に改める。

(秩父市弓道場条例の一部改正)

第10条 秩父市弓道場条例（平成17年秩父市条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表中「2, 050円」を「2, 090円」に、「4, 100円」を「4, 180円」に、「4, 110円」を「4, 190円」に改める。

(秩父市体育施設条例の一部改正)

第11条 秩父市体育施設条例（平成17年秩父市条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「1, 540円」を「1, 570円」に、「3, 080円」を「3, 140円」に、「1, 020円」を「1, 040円」に、「2, 050円」を「2, 090円」に、「4, 100円」を「4, 180円」に、「2, 570円」を「2, 610円」に、「5, 140円」を「5, 220円」に、「4, 110円」を「4, 190円」に改める。

別表第4中「4, 110円」を「4, 190円」に、「10, 280円」を「10, 470円」に、「102, 850円」を「104, 760円」に改める。

(秩父市夜間照明施設条例の一部改正)

第12条 秩父市夜間照明施設条例（平成17年秩父市条例第131号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1, 020円」を「1, 040円」に、「2, 050円」を「2, 090円」に、「2, 040円」を「2, 080円」に、「4, 100円」を「4, 180円」に、「510円」を「520円」に、「2, 360円」を「2, 410

円」に、「4,730円」を「4,810円」に、「1,740円」を「1,780円」に、「3,490円」を「3,560円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「2,260円」を「2,300円」に、「各610円」を「各620円」に、「各1,230円」を「各1,250円」に、「4,110円」を「4,190円」に改める。

(秩父市大滝交流広場条例の一部改正)

第13条 秩父市大滝交流広場条例（平成17年秩父市条例第132号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「3,080」を「3,140」に、「6,170」を「6,280」に、「12,340」を「12,560」に、「1,020」を「1,040」に、「2,050」を「2,080」に、「1,230」を「1,250」に、「2,460」を「2,500」に改める。

(秩父市福祉女性会館条例の一部改正)

第14条 秩父市福祉女性会館条例（平成17年秩父市条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,260」を「2,300」に、「3,120」を「3,180」に、「2,690」を「2,740」に、「3,770」を「3,840」に、「5,280」を「5,380」に、「7,870」を「8,020」に、「11,010」を「11,220」に、「210」を「220」に、「310」を「320」に、「430」を「440」に、「640」を「660」に、「860」を「880」に、「750」を「760」に、「1,180」を「1,200」に、「1,610」を「1,640」に、「2,590」を「2,640」に、「530」を「540」に、「1,270」を「1,300」に改める。

(秩父市大滝国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部改正)

第15条 秩父市大滝国民健康保険診療所使用料及び手数料条例（平成17年秩父市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「16円20銭」を「16円50銭」に改め、同条第5号中「10円80銭」を「11円」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第3条第1号中「1,080円」を「1,100円」に改め、同条第2号中「3,240円」を「3,300円」に改め、同条第3号中「2,160円」を「2,200円」に改め、同条第4号中「3,240円」を「3,300円」に改め、同条第5号中「5,400円」を「5,500円」に、「2,160円」を「2,200円」に改め、同条第6号中「1,080円」を「1,100円」に改める。

第6条中「第7号」を「第6号」に改める。

別表中「10,000円」を「10,180円」に、「7,000円」を「7,130円」に、「8,000円」を「8,140円」に、「12,000円」を「12,200円」に、「4,200円」を「4,270円」に、「11,000円」を「11,200円」に、「6,000円」を「6,110円」に、「3,500円」を「3,560円」に、「9,000円」を「9,160円」に、「17,000円」を「17,310円」に、「15,000円」を「15,270円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「54,000円」を「55,000円」に改める。

(秩父市保健センター条例の一部改正)

第16条 秩父市保健センター条例（平成17年秩父市条例第178号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,080円」を「3,140円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「7,190円」を「7,330円」に、「5,140円」を「5,230円」に、「12,330円」を「12,560円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「2,250円」を「2,290円」に、「510円」を「520円」に、「610円」を「620円」に、「1,120円」を「1,140円」に改める。

(秩父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第17条 秩父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年秩父市条例第180号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「149円」を「151円」に、「58円」を「59円」に改める。

(秩父市聖地公園条例の一部改正)

第18条 秩父市聖地公園条例（平成17年秩父市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第21条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第25条第2項中「2,160円」を「2,200円」に改め、同条第3項第1号中「6,480円」を「6,600円」に改め、同項第2号中「3,240円」を「3,300円」に改める。

第26条中「640円」を「660円」に改める。

第27条中「この場合においては」を「この場合において」に、「12,960円」を「13,200円」に改める。

(ちちぶ銘仙館条例の一部改正)

第19条 ちちぶ銘仙館条例（平成17年秩父市条例第192号）の一部を次のように改正する。

別表中「200」を「210」に改める。

（秩父市武甲山資料館条例の一部改正）

第20条 秩父市武甲山資料館条例（平成17年秩父市条例第194号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に改める。

（秩父市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第21条 秩父市農業集落排水処理施設条例（平成17年秩父市条例第200号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（秩父市農村環境改善センター条例の一部改正）

第22条 秩父市農村環境改善センター条例（平成17年秩父市条例第207号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,680円」を「1,710円」に、「2,110円」を「2,150円」に、「2,960円」を「3,010円」に、「2,640円」を「2,690円」に、「5,290円」を「5,390円」に、「3,910円」を「3,990円」に、「4,970円」を「5,070円」に、「9,530円」を「9,710円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「2,250円」を「2,290円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「2,570円」を「2,610円」に、「4,620円」を「4,700円」に改める。

（秩父市吉田振興会館条例の一部改正）

第23条 秩父市吉田振興会館条例（平成17年秩父市条例第208号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,540円」を「2,580円」に、「3,280円」を「3,340円」に、「4,540円」を「4,630円」に、「4,230円」を「4,310円」に、「9,000円」を「9,160円」に、「1,260円」を「1,280円」に、「1,680円」を「1,710円」に、「2,320円」を「2,360円」に、「4,970円」を「5,070円」に、「2,110円」を「2,150円」に、「2,960円」を「3,010円」に、「2,640円」を「2,690円」に、「5,820円」を「5,930円」に、「520円」を「530円」に、「620円」を「630円」に、「1,050円」を「1,070円」に、

「840円」を「850円」に、「1,980円」を「2,010円」に改める。

(秩父市石間交流学習館条例の一部改正)

第24条 秩父市石間交流学習館条例（平成17年秩父市条例第210号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「300円」を「310円」に、「250円」を「260円」に改める。

別表第2中「920円」を「940円」に、「1,020円」を「1,040円」に改める。

(秩父市公設地方卸売市場条例の一部改正)

第25条 秩父市公設地方卸売市場条例（平成17年秩父市条例第215号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「610円」を「620円」に、「510円」を「520円」に、「300円」を「310円」に改める。

別表第2中「1,290円」を「1,320円」に、「640円」を「660円」に、「310円」を「320円」に改める。

(秩父みどりが丘工業団地地区センター条例の一部改正)

第26条 秩父みどりが丘工業団地地区センター条例（平成17年秩父市条例第219号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,020円」を「1,040円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「4,620円」を「4,700円」に、「300円」を「310円」に、「510円」を「520円」に、「1,230円」を「1,240円」に、「710円」を「730円」に、「2,260円」を「2,290円」に改める。

(秩父市吉田山逢の里条例の一部改正)

第27条 秩父市吉田山逢の里条例（平成17年秩父市条例第220号）の一部を次のように改正する。

別表第1簡易宿泊施設6人用の項中「5,000円」を「5,110円」に、「6,000円」を「6,110円」に改め、同表簡易宿泊施設5人用の項中「11,000円」を「11,270円」に、「15,000円」を「15,270円」に改め、同表オートキャンプ場の項中「2,500円」を「2,550円」に、「3,000円」を「3,050円」に、「510円」を「520円」に改め、同表多目的広場の項中「2,000円」を「2,040円」に、「2,500円」を「2,540円」に改める。

(秩父市吉田元気村条例の一部改正)

第28条 秩父市吉田元気村条例（平成17年秩父市条例第221号）の一部を次のように改正する。

別表第1簡易宿泊施設（9人用）の項中「10,000円」を「10,550円」に、「30,000円」を「30,550円」に改め、同表簡易宿泊施設（6人用）の項中「8,000円」を「8,460円」に、「25,000円」を「25,460円」に改め、同表多目的広場の項中「700円」を「710円」に、「1,000円」を「1,010円」に改め、同表体育館の項中「1,000円」を「1,020円」に、「1,300円以下」を「1,320円以下」に、「1,500円」を「1,530円」に、「2,000円」を「2,030円」に改める。

(秩父市吉田龍勢会館条例の一部改正)

第29条 秩父市吉田龍勢会館条例（平成17年秩父市条例第222号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「450円」を「460円」に改める。

(秩父市みどりの村関連施設条例の一部改正)

第30条 秩父市みどりの村関連施設条例（平成17年秩父市条例第223号）の一部を次のように改正する。

別表中「6,480円」を「6,600円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「54,000円」を「55,000円」に、「320円」を「330円」に改める。

(秩父市大滝振興会館条例の一部改正)

第31条 秩父市大滝振興会館条例（平成17年秩父市条例第228号）の一部を次のように改正する。

別表集会室の項中「920」を「940」に、「1,230」を「1,250」に、「2,160」を「2,190」に、「1,540」を「1,570」に、「3,700」を「3,760」に改め、同表研修室の項中「610」を「620」に、「820」を「830」に、「1,430」を「1,450」に、「1,020」を「1,040」に、「2,460」を「2,490」に改め、同表談話室（1）の項及び談話室（2）の項中「300」を「310」に、「710」を「720」に、「510」を「520」に、「1,230」を「1,240」に改める。

(秩父市大滝温泉給湯施設条例の一部改正)

第32条 秩父市大滝温泉給湯施設条例（平成17年秩父市条例第231号）の一

部を次のように改正する。

第9条第1項中「40.8円」を「41.6円」に、「510円」を「520円」に改める。

第11条第2項中「7万2,000円」を「7万3,330円」に改める。

(秩父市営住宅条例の一部改正)

第33条 秩父市営住宅条例（平成17年秩父市条例第238号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,000円」を「3,140円」に、「500円」を「520円」に、「1,000円」を「1,040円」に、「2,000円」を「2,090円」に、「1,500円」を「1,570円」に改める。

(秩父市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第34条 秩父市特定公共賃貸住宅条例（平成17年秩父市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「2,000円」を「2,090円」に改める。

(秩父市都市公園条例の一部改正)

第35条 秩父市都市公園条例（平成17年秩父市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「4,000円」を「4,190円」に改める。

別表第1中「1,000円」を「1,010円」に、「3,000円」を「3,050円」に、「12円」を「13円」に改める。

別表第2中「300円」を「310円」に、「250円」を「260円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「820円」を「830円」に、「2,000円」を「2,090円」に、「1,000円」を「1,040円」に改める。

(秩父市下水道条例の一部改正)

第36条 秩父市下水道条例（平成17年秩父市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項及び第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(秩父みどりが丘工業団地排水処理施設条例の一部改正)

第37条 秩父みどりが丘工業団地排水処理施設条例（平成17年秩父市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(秩父市立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第38条 秩父市立病院使用料及び手数料条例(平成17年秩父市条例第255号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「16円20銭」を「16円50銭」に改め、同条第5号中「10円80銭」を「11円」に改め、同条第6号ア中「5,400円」を「5,500円」に、「8,100円」を「8,250円」に改め、同号イ(ア)中「3,240円」を「3,300円」に、「4,860円」を「4,950円」に改め、同号イ(イ)中「1,620円」を「1,650円」に、「2,430円」を「2,475円」に改める。

第3条第1号中「1,080円」を「1,100円」に改め、同条第2号中「3,240円」を「3,300円」に改め、同条第3号中「2,160円」を「2,200円」に改め、同条第4号中「3,240円」を「3,300円」に改め、同条第5号中「5,400円」を「5,500円」に、「2,160円」を「2,200円」に改め、同条第6号中「1,080円」を「1,100円」に改め、同条第7号中「324円」を「330円」に改める。

別表中「54円」を「55円」に、「10,000円」を「10,180円」に、「7,000円」を「7,130円」に、「8,000円」を「8,140円」に、「12,000円」を「12,220円」に、「4,200円」を「4,270円」に、「11,000円」を「11,200円」に、「6,000円」を「6,110円」に、「3,500円」を「3,560円」に、「9,000円」を「9,160円」に、「17,000円」を「17,310円」に、「15,000円」を「15,270円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「572.4円」を「583円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「54,000円」を「55,000円」に改める。

(秩父市市民農園条例の一部改正)

第39条 秩父市市民農園条例(平成17年秩父市条例第293号)の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「1,020円」を「1,040円」に改める。

(秩父市三峰駐車場条例の一部改正)

第40条 秩父市三峰駐車場条例(平成18年秩父市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に、「510円」を「520円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「1,540円」を「1,570円」に改め

る。

(秩父市妙見の森コミュニティ舞台条例の一部改正)

第41条 秩父市妙見の森コミュニティ舞台条例(平成18年秩父市条例第65号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,540円」を「1,570円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「3,590円」を「3,660円」に、「5,140円」を「5,230円」に改める。

(秩父市戸別合併処理浄化槽条例の一部改正)

第42条 秩父市戸別合併処理浄化槽条例(平成19年秩父市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(秩父市営バス条例の一部改正)

第43条 秩父市営バス条例(平成19年秩父市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

別表第2中「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改める。

(秩父市バイシクルモトクロス場条例の一部改正)

第44条 秩父市バイシクルモトクロス場条例(平成21年秩父市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,010円」に、「7,000円」を「7,130円」に、「10,000円」を「10,180円」に、「3,500円」を「3,560円」に、「5,000円」を「5,090円」に、「60,000円」を「61,110円」に、「90,000円」を「91,660円」に、「30,000円」を「30,550円」に改める。

(秩父勤労者福祉センター条例の一部改正)

第45条 秩父勤労者福祉センター条例(平成27年秩父市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中「310円」を「320円」に、「480円」を「490円」に、「640円」を「660円」に、「750円」を「760円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,390円」を「1,420円」に、「260円」を「270円」に、「430円」を「440円」に、「530円」を「540円」に、「690円」を「710円」に、「960円」を「980円」に、「800円」を「81

0円」に、「1,340円」を「1,370円」に、「1,770円」を「1,810円」に、「580円」を「590円」に、「1,230円」を「1,250円」に改める。

(秩父市秩父宮記念市民会館条例の一部改正)

第46条 秩父市秩父宮記念市民会館条例（平成28年秩父市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表大ホールフォレストの項中「17,000円」を「17,310円」に、「26,000円」を「26,480円」に、「34,000円」を「34,630円」に、「72,000円」を「73,330円」に、「20,000円」を「20,370円」に、「31,000円」を「31,570円」に、「41,000円」を「41,750円」に、「86,000円」を「87,590円」に、「11,900円」を「12,120円」に、「18,200円」を「18,530円」に、「23,800円」を「24,240円」に、「50,400円」を「51,330円」に、「14,000円」を「14,250円」に、「21,700円」を「22,100円」に、「28,700円」を「29,230円」に、「60,200円」を「61,310円」に、「3,000円」を「3,050円」に改める。

(秩父市有住宅条例の一部改正)

第47条 秩父市有住宅条例（平成30年秩父市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「市町村民税(特別区民税を含む。)」を「市税等」に改める。

第29条第1項中「3,000円」を「3,140円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第17条の規定は、令和元年12月1日から施行する。

(秩父市クラブハウス21条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 改正後の秩父市クラブハウス21条例、秩父市温水プール条例、秩父市荒川巡礼通りふれあいセンター条例、秩父市公民館利用条例、秩父市市民ギャラリー条例、秩父市歴史文化伝承館条例、秩父市吉田生涯学習センター条例、秩父市文化体育センター条例、秩父市弓道場条例、秩父市体育施設条例、秩父市夜間照明施設条例、秩父市大滝交流広場条例、秩父市福祉女性会館条例、秩父市保健センター条例、秩父市聖地公園条例第7条、秩父市農村環境改善センター条例、秩父市

吉田振興会館条例、秩父市吉田龍勢会館条例、秩父市大滝振興会館条例、秩父市大滝温泉給湯施設条例第11条第2項、秩父市都市公園条例（第19条第4号を除く。）、秩父市妙見の森コミュニティ舞台条例、秩父市勤労者福祉センター条例及び秩父市秩父宮記念市民会館条例の規定は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の許可の申請に係る使用料、利用料金等について適用し、施行日前の許可の申請に係る使用料、利用料金等については、なお従前の例による。

（秩父市歴史民俗資料館条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 3 改正後の秩父市歴史民俗資料館条例、秩父市聖地公園条例（第7条を除く。）、ちちぶ銘仙館条例、秩父市武甲山資料館条例、秩父市農業集落排水処理施設条例、秩父市石間交流学习館条例、秩父市公設地方卸売市場条例、秩父みどりが丘工業団地地区センター条例、秩父市吉田山逢の里条例、秩父市吉田元気村条例、秩父市みどりの村関連施設条例、秩父市営住宅条例、秩父市特定公共賃貸住宅条例、秩父市都市公園条例第19条第4号、秩父市下水道条例、秩父みどりが丘工業団地排水処理施設条例、秩父市市民農園条例、秩父市三峰駐車場条例、秩父市戸別合併処理浄化槽条例、秩父市営バス条例、秩父市バイシクルモトクロス場条例及び秩父市有住宅条例の規定は、それぞれ、施行日以後の使用又は利用に係る使用料、利用料金等について適用し、施行日前の使用又は利用に係る使用料、利用料金等については、なお従前の例による。

（秩父市大滝国民健康保険診療所使用料及び手数料条例及び秩父市立病院使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 改正後の秩父市大滝国民健康保険診療所使用料及び手数料条例及び秩父市立病院使用料及び手数料条例の規定は、それぞれ、施行日以後の使用、診断等に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の使用、診断等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

（秩父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第17条の規定による改正後の秩父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料については、なお従前の例による。

（秩父市大滝温泉給湯施設条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第32条の規定による改正後の秩父市大滝温泉給湯施設条例第9条第1項の規定は、施行日以後の温泉カードの購入に係る使用料について適用し、同日前の温

泉カードの購入に係る使用料については、なお従前の例による。

(秩父市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第36条の規定による改正後の秩父市下水道条例の規定及び附則第3項の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定する日が同月31日後である公共下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後、初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 8 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正により、令和元年10月1日から消費税率が引上げられることに伴い、使用料等に対する消費税の適切かつ公平な転嫁を図りたいため。

議案第64号

秩父市税条例等の一部を改正する条例

(秩父市税条例の一部改正)

第1条 秩父市税条例（平成17年秩父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成

33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し及び同条から第13条までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第15条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

- 2 埼玉県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 埼玉県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割

の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自

動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第22条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 秩父市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左覧に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（秩父市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 秩父市税条例の一部を改正する条例（平成27年秩父市条例第39号）の

一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(秩父市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 秩父市税条例等の一部を改正する条例（平成29年秩父市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、秩父市税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3条第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第5条 秩父市税条例等の一部を改正する条例（平成29年秩父市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第6条 秩父市税条例等の一部を改正する条例（平成30年秩父市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、秩父市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事

項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

- 1 3 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができることと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
- 1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 1 5 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 1 6 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 1 7 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第4号中「3項を」を「8項を」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第5号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第6号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第7号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第8号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(秩父市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 秩父市税条例の一部を改正する条例（平成31年秩父市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（附則第6条、第7条の3の2、第8条、第11条から第13条まで、第15条、第17条の2、第22条及び第23条の改正規定並びに次号の掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第1条中市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3

の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第2条第1項から第3項までの規定 令和2年1月1日

(3) 第2条中市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払いを受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、ひとり親の個人住民税の非課税対象を拡充するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第65号

秩父市印鑑条例の一部を改正する条例

秩父市印鑑条例（平成17年秩父市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第4条第1項中「又は」を「及び」に改め、同条第2項後段を削り、同条第3項第2号中「が、その登録印鑑を押印し、」を「に、その登録を受けた印鑑を押印した」に改め、同条第4項中「若しくは登録申請」を「若しくは当該登録申請」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前条ただし書の規定は、第2項の回答書及び市長が適当と認める書類の持参について準用する。

第5条第1項中「登録申請が前条の規定により、本人による申請であること又は本人の意思に基づく申請であることを確認」を「前条第1項の確認を」に改め、同条第2項第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項第7号中「氏名」を「当該氏名」に改め、同号を同項第6号とする。

第6条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏」を、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第4号を次のように改める。

(4) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの

第6条第1項第6号を次のように改める。

(6) 輪郭のないもの

第6条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 逆さ彫りのもの

第7条第3項を削る。

第9条第2号中「登録印鑑」を「登録を受けた印鑑」に改め、同条第3号中「印鑑登録証が」を「印鑑登録証を」に改める。

第11条第2項第3号を削り、同項第4号中「、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。）」を加え、同号を同項第

3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 後見の開始の審判を受けたことを知ったとき。

第12条第1項ただし書を削り、同条第2項中「本人又は」を削り、同条第3項中「申請人又は代理人」を「申請者」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第3条ただし書の規定は、第1項の印鑑登録証明の申請について準用する。

第13条第1項第1号を削り、同項第2号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、同項第6号中「、氏名」を「、当該氏名」に改め、同号を同項第4号とし、同項に次の1号を加える。

(5) 印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ない旨

第14条第2号中「印鑑登録証が」を「印鑑登録証の」に、「したため」を「により」に改める。

第15条中「、第7条第3項」を削り、「により行おうとする」を「が行う」に改める。

第16条中「印鑑登録の証明手数料」を「第13条の規定による印鑑登録証明書の交付に係る手数料」に改める。

第17条第2項中「定める」を「求める」に、「関係人」を「関係者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

総務省が定める「印鑑登録証明事務処理要領」の一部改正に伴い、旧氏関係規定の追加を行うほか、所要の改正を行いたいため。

議案第66号

秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例（平成26年秩父市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条第1号中「当該小学校就学前子どもの支給認定保護者の属する世帯の階層区分に応じて別表第1に定める額」を「0円」に改め、同条第2号中「受けている者」の次に「及び満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育認定子ども（次号において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）」を加え、「及び同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」を削り、「当該小学校就学前子どもの支給認定保護者の属する世帯の階層区分に応じて別表第2に定める額」を「0円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定満3歳以上保育認定子ども 当該小学校就学前子どもの教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分に応じて別表に定める額

第4条第1項中「前条第2号」の次に「及び第3号」を加える。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である世帯	0円	0円
第2	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	0円	0円

第3	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税が均等割額のみ の世帯		9,200円	9,200円
第4	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税に所得割額のある世帯であって、その所得割額の区分が次の区分に該当するもの	12,150円未満	11,300円	11,100円
第5		12,150円以上24,300円未満	12,100円	11,900円
第6		24,300円以上36,450円未満	12,900円	12,700円
第7		36,450円以上48,600円未満	13,500円	13,300円
第8		48,600円以上56,800円未満	15,900円	15,600円
第9		56,800円以上65,000円未満	18,600円	18,300円
第10		65,000円以上81,000円未満	19,800円	19,500円
第11		81,000円以上97,000円未満	20,800円	20,500円
第12		97,000円以上109,000円未満	23,300円	22,900円
第13		109,000円以上121,000円未満	25,700円	25,300円
第14		121,000円以上145,000円未満	28,100円	27,600円
第15		145,000円以上169,000円未満	30,900円	30,400円
第16		169,000円以上213,000円未満	34,700円	34,100円
第17		213,000円以上257,000円未満	38,300円	37,700円
第18	257,000円以上301,000円未満	42,300円	41,600円	
第19	301,000円以上397,000円未満	48,000円	47,200円	
第20	397,000円以上	52,100円	51,200円	

備考

- 「均等割額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割額」とは、同項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割額又は均等割額とし、所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとするとし、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者同一の世帯に属する者が当該所得割の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以

下この項において同じ。)の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者は、当該所得割の賦課期日において市内に住所を有していたものとみなす。

- 2 前項に定めるもののほか、この表における市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割の額の計算については、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当する者であるときは、これらの者の申請に基づき、これらの者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)並びに第314条の2第1項(第8号に係る部分に限る。)及び第3項の規定を適用する。この場合において、同項中「寡婦のうち同号イに該当する者」とあるのは、「寡婦」とする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、扶養親族(地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。)又は生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者(同項第7号に規定する控除対象配偶者をいう。)又は扶養親族とされている者を除く。次号において同じ。)であつて当該年度(4月から8月までの月分の利用者負担額にあつては、前年度)の初日の属する年の前年(次号において「前年」という。)の同法第313条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(次号において「総所得金額等」という。)が38万円以下であるものを有している者

(2) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、生計を一にする子であつて前年の総所得金額等が38万円以下であるものを有し、かつ、前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)が500万円以下である者

- 3 この表の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者の属する世帯に要保護者がいる場合その他の規則で定める場合における利用者負担額は、同表により算定した額を超えない範囲内で規則で定める額とする。

- 4 この表及び前項の規定にかかわらず、同表又は同項の規定により算定した額が法第27条第3項第1号、第28条第2項第1号、第29条第3項第1

号若しくは第30条第2項第1号、第3号若しくは第4号又は附則第6条第1項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）を超える場合における利用者負担額は、当該内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする。

- 5 この表及び前2項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定保護者に複数の教育・保育給付認定子ども等がいる場合その他の規則で定める場合における規則で定める教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、同表又は前2項の規定により算定した額を超えない範囲内で規則で定める額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担額並びに特定保育所、市立保育所及び市立幼稚園の保育料（以下「利用者負担額等」という。）について適用し、同年9月以前の月分の利用者負担額等については、なお従前の例による。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の一部改正に伴い、利用者負担額等について、所要の改正を行いたいため。

議案第67号

秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秩父市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第24号を第27号とし、第19号から第23号までを3号ずつ繰り下げ、第18号を削り、同条第17号中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「市」に改め、「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）」及び「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第16号を第20号とし、第15号を第19号とし、第14号を削り、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同

条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同法第73条第1項」を「同法附則第73条第1項」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定証」の次に「(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)」を加え、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項中「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「支給認定の」を「当該」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に改め、「利用者負担額(」の次に「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての)」を加え、「(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める

基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育

給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。」を「の施設型給付費をいう。以下同じ。」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「その保護者」を「当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条の見出し並びに同条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、

同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)」を、それぞれ含むものとして、前節に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあってはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保育事業にあっては」に改め、「とし」を削り、「第27条」を「第28条」に改め、「小規模保育事業

A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「同条に規定する小規模保育事業B型をいう。」を「同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。」に改め、「その利用定員の数を」を削り、「同条に規定する小規模保育事業C型」を「同省令第33条に規定する小規模保育事業C型」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「法第20条第4項の規定による認定に」に、「認められる支給認定子ども」を「認められる満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「同法第73条第1項」を「同法附則第73条第1項」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、」を「（」に改め、「20人以上のもの」の次に「に限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」を加え、同項を同条第7項とし、同条第2項中「にあつては」の次に「、第1項本文の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場

合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替

えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前1項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるも

のを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事

業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

内閣府の定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正に伴い、文言整理等、所要の改正を行いたいため。

議案第68号

秩父市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
秩父市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例(平成26年秩父市条例第37号)
の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和元年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等の一部改正に伴い、附則による保育料の緩和措置適用期間について、変更したいため。

議案第69号

秩父市県営土地改良事業負担金に関する分担金徴収条例の一部を改正する条例

秩父市県営土地改良事業負担金に関する分担金徴収条例（平成17年秩父市条例第202号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秩父市県営土地改良事業に係る分担金及び特別徴収金徴収条例

第1条中「第91条の規定による県営土地改良事業負担金に関する分担金」を「第91条第3項の分担金並びに法第91条の2第1項及び第6項の特別徴収金」に改める。

第2条中「及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第68条の4の7に規定する者」を削る。

第4条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（特別徴収金の徴収）

第4条 市は、県営土地改良事業のうち規則で定めるもの（以下この項及び次条において「特定事業」という。）の施行につき、これにより利益を受ける者で、特定事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有するものが当該土地の全部又は一部について当該工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（当該公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日。次項において「工事完了公告日」という。）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を埼玉県知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して8年を経過する日までの間に次に掲げるいずれかの行為を行ったときは、その者から、特定事業について市が負担した額をその者が法第3条に規定する資格を有している当該地域内の土地の面積に割り振って得られる額の範囲内で、第1号の転用又は第2号の開田に係る土地の面積に応じた額（第1号の転用が行われた場合において当該転用に伴い遊休化した施設を法第91条の2第1項に規定する目的外用途に活用したことにより生じた収入があったときは、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額）に相当する額の特別徴収金を徴収する。

(1) 農地以外への転用を行うこと。

(2) 特定事業により畑として区画形質が変更され、又は造成された農地についての開田を行うこと。

- 2 市は、法第87条の3第1項の規定による県営土地改良事業（以下この項及び次条において「機構関連事業」という。）の施行につき、法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、機構関連事業の工事完了公告日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を埼玉県知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して8年を経過する日までの間に法第91条の2第6項各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める場合に該当する行為を行ったときは、その者から、機構関連事業について市が負担した額を当該行為に係る土地の面積に応じて割り振って得られた額（当該行為に伴い遊休化した施設を同項第1号イに規定する目的外用途に活用したことにより生じた収入があったときは、当該収入額のうち当該行為に係る土地に係るものを差し引いた額）に相当する額の特別徴収金を徴収する。
- 3 市長は、前2項の特別徴収金（以下この項及び第5項において「特別徴収金」という。）を徴収する場合は、特別徴収金の徴収を受ける者に特別徴収金の額その他特別徴収金の徴収に関し必要な事項を通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の特別徴収金を徴収する場合において同項第1号の転用に係る面積が規則で定める面積を超えないときその他市長が特に納付の必要がないものとして承認したときは、同項の特別徴収金を免除することができる。
- 5 市は、特別徴収金を一時に全額を徴収するものとする。

（分担金等の減免）

第5条 市長は、第2条の分担金並びに前条第1項及び第2項の特別徴収金（以下この条において「分担金等」という。）を納付すべき者が第3条第1項に規定する事業、特定事業又は機構関連事業に要する費用に充てる目的をもって金銭を寄附した場合は、その寄附額に応じ分担金等の額を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

県営土地改良事業の実施に伴い、用途変更による特別徴収金等の規定の追加を行うほか、所要の改正を行いたいため。

議案第70号

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成17年秩父市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「別表第26号若しくは第27号」を「別表第30号若しくは第31号」に、「同表第30号若しくは第31号」を「同表第34号若しくは第35号」に、「同表第32号若しくは第33号」を「同表第36号若しくは第37号」に改め、同条第5項中「別表第84号」を「別表第88号」に改める。

第6条第5項中「別表第48号から第50号まで」を「別表第52号から第54号まで」に改める。

別表第11号中「110,000円」を「120,700円」に、「159,000円」を「174,600円」に改め、同表中第89号を第93号とし、第43号から第88号までを4号ずつ繰り下げ、同表第42号中「6,000円」を「6,400円」に改め、同号を同表第46号とし、同表第41号中「470円」を「520円」に改め、同号を同表第45号とし、同表第40号中「1,700円」を「1,800円」に、「2,700円」を「2,900円」に、「17,000円」を「18,000円」に改め、同号を同表第44号とし、同表第39号中「26,000円」を「27,000円」に改め、同号を同表第43号とし、同表第38号中「870,000円」を「930,000円」に、「10,000円」を「10,500円」に改め、同号を同表第42号とし、同表第37号中「43,000円」を「45,000円」に、「86,000円」を「89,000円」に、「130,000円」を「135,000円」に、「170,000円」を「180,000円」に、「220,000円」を「230,000円」に、「300,000円」を「320,000円」に、「65,000円」を「68,000円」に、「120,000円」を「125,000円」に、「200,000円」を「210,000円」に、「270,000円」を「280,000円」に、「340,000円」を「360,000円」に、「480,000円」を「510,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に、「260,000円」を「280,000円」に、「390,000円」を「420,000円」に、「510,000円」を「550,000円」に、「660,000円」を「710,000円」に、「870,000円」を「930,000円」に改め、同号を同表第41号とし、第21号から第36号までを4号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の4号加える。

2 1 建築基準法第 8 6 条の 8 第 1 項の規定に基づく全体計画の認定申請手数料	1 件につき 2 7, 0 0 0 円
2 2 建築基準法第 8 6 条の 8 第 3 項(同法第 8 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく全体計画の変更の認定申請手数料	1 件につき 2 7, 0 0 0 円
2 3 建築基準法第 8 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定申請手数料	1 件につき 2 7, 0 0 0 円
2 4 建築基準法第 8 7 条の 3 第 5 項の規定に基づく興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	1 件につき 1 2 0, 0 0 0 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秩父市手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和元年 9 月 3 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）の一部改正に伴う新たな許認可に係る事務について、手数料額を規定するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第71号

秩父市花の木交流センター条例

(設置)

第1条 地域住民、移住者等の交流活動等の場を提供することにより、生涯活躍のまちづくりを推進するため、秩父市花の木交流センター（以下「センター」という。）を秩父市上町三丁目19番13号に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの利用に関すること。
- (2) その他センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認めること。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第4条 センターを利用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの設置の目的に反すると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(使用料)

第6条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、センターを公用若しくは公共用又は公益を目的として利用する場合、地域住民、移住者等の交流活動等の場として利用する場合その他特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は

免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が第5条第1項の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、センターを利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び指示)

第10条 市長は、利用者の遵守事項を定め、センターの管理上必要があるときは、利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第5条第3項の条件又は第9条の規定に違反したとき。

(2) 前条の遵守事項又は指示に従わないとき。

(3) 不正な手段によって第5条第1項の許可を受けたとき。

(4) その他この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

2 市は、利用者が前項各号のいずれかに該当することにより同項に規定する処分を受け、これにより損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第12条 利用者は、センターの施設、設備等（以下「施設等」という。）の利用を終わったとき、又は前条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又はセンターの物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第14条 市長は、センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し退去を命ずることができる。

(販売行為等の禁止)

第15条 センターにおいては、物品の販売及び宣伝その他これに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(目的外使用)

第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定により、センターの一部を目的外に使用させることができる。

2 前項の規定により目的外の使用の許可を受けた者は、秩父市行政財産の使用料に関する条例（平成17年秩父市条例第69号）別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第5条まで、第8条、第10条、第11条、第14条及び第15条の規定の適用については、これらの規定（第10条を除く。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条及び第4条中「ときは」とあるのは「ときは、市長の承認を得て」と、第10条中「市長は」とあるのは「指定管理者は、市長の承認を得て」と、第11条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第18条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定により、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲で、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合における第6条から第8条までの規定の適用については、これらの規定（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条中「別表に」とあるのは「指定管理者が」と、第7条及び第8条第1号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7

条中「ときは」とあるのは「ときは、市長の承認を得て」とする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年10月30日から施行する。

別表（第6条、第18条関係）

施設名	区分	単位	金額
交流スペース1 交流スペース2	1室	1時間	110円
会議室1 会議室2 和室 調理室	1室	1時間	50円

備考

- この表の規定にかかわらず、市内に住所、事務所又は事業所を有している者（以下「市民等」という。）以外の者が利用する場合（団体利用にあっては、市民等以外の者が利用者の半数以上の場合）の使用料は、この表により算定された額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。
- 特別に電気又は水を使用した場合は、この表又は前2項の規定による使用料とは別に、その実費相当額を徴収する。

令和元年9月3日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

生涯活躍のまちづくりを推進するため、「秩父市花の木交流センター」の設置及び管理等を規定したいため。

議案第72号

指定管理者の指定について（秩父市花の木交流センター）

秩父市花の木交流センターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 所在地 秩父市上町三丁目19番13号

(2) 名称 秩父市花の木交流センター

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル

(2) 名称 株式会社 コミュニティネット

(3) 代表者 代表取締役 須藤 康夫

3 指定する期間

令和元年10月30日から令和7年3月31日まで

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性及び公民連携事業の趣旨を考慮し、施設運営の効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、株式会社 コミュニティネットを指定管理者に指定したいため。

議案第73号

令和元年度秩父市一般会計補正予算（第4回）

令和元年度秩父市一般会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,328,387 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,472,894 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		6,200,000	910,676	7,110,676
	1 地方交付税	6,200,000	910,676	7,110,676
13 分担金及び負担金		201,697	3,869	205,566
	1 負 担 金	201,697	3,869	205,566
15 国庫支出金		3,585,972	4,756	3,581,216
	1 国庫負担金	2,832,659	15,000	2,847,659
	2 国庫補助金	742,903	19,756	723,147
16 県支出金		1,823,006	36,676	1,859,682
	2 県補助金	480,130	36,676	516,806
17 財産収入		197,583	126	197,709
	1 財産運用収入	100,499	126	100,625
18 寄 附 金		106,302	200,000	306,302
	1 寄 附 金	106,302	200,000	306,302
19 繰 入 金		1,551,529	497,574	2,049,103
	1 繰 入 金	1,551,529	497,574	2,049,103
20 繰 越 金		739,513	620,584	1,360,097
	1 繰 越 金	739,513	620,584	1,360,097
21 諸 収 入		368,942	248	369,190
	5 雑 入	209,337	248	209,585
22 市 債		2,522,100	63,390	2,585,490
	1 市 債	2,522,100	63,390	2,585,490
歳 入 合 計		28,144,507	2,328,387	30,472,894

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,352,979	100,344	3,453,323
	1 総務管理費	2,673,841	100,344	2,774,185
3 民生費		10,551,584	101,148	10,652,732
	1 社会福祉費	5,044,612	1,035	5,045,647
	2 児童福祉費	4,338,789	98,881	4,437,670
	3 生活保護費	1,150,136	1,232	1,151,368
4 衛生費		2,594,424	7,852	2,602,276
	1 保健衛生費	870,353	7,980	862,373
	3 清掃費	587,440	922	588,362
	5 聖地公園費	115,682	14,910	130,592
5 労働費		84,589	1,000	85,589
	1 労働諸費	84,589	1,000	85,589
6 農林水産業費		596,112	84,876	680,988
	1 農業費	312,346	80,876	393,222
	2 林業費	283,766	4,000	287,766
7 商工費		616,847	11,000	627,847
	1 商工費	616,847	11,000	627,847
8 土木費		2,947,136	152,264	3,099,400
	2 道路橋りょう費	1,453,720	29,400	1,483,120
	4 都市計画費	1,057,711	118,775	1,176,486
	5 住宅費	134,835	4,089	138,924
10 教育費		2,595,069	11,249	2,606,318
	1 教育総務費	443,993	4,921	448,914
	2 小学校費	456,845	2,465	459,310
	3 中学校費	592,712	957	593,669
	6 保健体育費	460,846	2,906	463,752
12 公債費		3,061,377	838,787	3,900,164
	1 公債費	3,061,377	838,787	3,900,164
13 諸支出金		192,052	1,000,000	1,192,052
	1 基金費	192,052	1,000,000	1,192,052
14 予備費		99,439	19,867	119,306
	1 予備費	99,439	19,867	119,306
歳 出 合 計		28,144,507	2,328,387	30,472,894

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
秩父宮記念市民会館舞台技術管理業務委託料	令和2年度から 令和4年度まで
指定管理者に伴う施設管理委託料 (秩父市花の木交流センター)	令和2年度から 令和6年度まで

(単位：千円)

限 度 額
69,300
19,800

第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
2 認定こども園等整備事業費	70,300	普通貸借又は は 証 券 発 行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
11 臨時財政対策債	800,000		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	93,300	補正前に同じ。		
	840,390			

議案第74号

令和元年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

令和元年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98,505千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,507,868千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に7,941千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,227千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		45,682	98,505	144,187
	1 繰越金	45,682	98,505	144,187
歳入合計		6,409,363	98,505	6,507,868

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金		25,264	6,989	32,253
	2 繰出金	18,164	6,989	25,153
8 予備費		6,515	91,516	98,031
	1 予備費	6,515	91,516	98,031
歳 出	合 計	6,409,363	98,505	6,507,868

3 歳 入 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金		5,225	7,941	13,166
	1 繰越金	5,225	7,941	13,166
歳 入	合 計	116,286	7,941	124,227

4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 予 備 費		3,000	7,941	10,941
	1 予 備 費	3,000	7,941	10,941
歳 出	合 計	116,286	7,941	124,227

議案第75号

令和元年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

令和元年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ730千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ870,651千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		100	730	830
	1 繰越金	100	730	830
歳入	合計	869,921	730	870,651

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予 備 費		102	730	832
	1 予 備 費	102	730	832
歳 出	合 計	869,921	730	870,651

議案第76号

令和元年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）

令和元年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ366,924千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,783,307千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,509,879	816	1,510,695
	2 国庫補助金	480,204	816	481,020
3 支払基金交付金		1,658,391	11	1,658,402
	1 支払基金交付金	1,658,391	11	1,658,402
4 県支出金		915,869	408	916,277
	2 県補助金	44,898	408	45,306
7 繰越金		1	365,689	365,690
	1 繰越金	1	365,689	365,690
歳入合計		6,416,383	366,924	6,783,307

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		70	204,865	204,935
	1 基金積立金	70	204,865	204,935
5 諸支出金		1,503	162,059	163,562
	1 償還金及還付加算 金	1,502	88,914	90,416
	2 繰 出 金	1	73,145	73,146
歳 出	合 計	6,416,383	366,924	6,783,307

議案第 77 号

令和元年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）

令和元年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,347 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 205,066 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 3 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		7,500	13,347	20,847
	1 繰越金	7,500	13,347	20,847
歳入	合計	191,719	13,347	205,066

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 公 債 費		51,352	1,545	52,897
	1 公 債 費	51,352	1,545	52,897
3 予 備 費		5,200	11,802	17,002
	1 予 備 費	5,200	11,802	17,002
歳 出	合 計	191,719	13,347	205,066

議案第78号

令和元年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）

令和元年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,595千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218,183千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		12,700	10,595	23,295
	1 繰越金	12,700	10,595	23,295
歳入	合計	207,588	10,595	218,183

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 予 備 費		5,000	10,595	15,595
	1 予 備 費	5,000	10,595	15,595
歳 出	合 計	207,588	10,595	218,183

議案第79号

令和元年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）

令和元年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,622千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,422千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		21,000	1,622	22,622
	1 繰越金	21,000	1,622	22,622
歳入	合計	30,800	1,622	32,422

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 予備費		13,367	1,622	14,989
	1 予備費	13,367	1,622	14,989
歳出	合計	30,800	1,622	32,422

議案第80号

令和元年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）

令和元年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,021千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,816千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月3日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		100,000	46,021	146,021
	1 繰越金	100,000	46,021	146,021
歳入	合計	167,795	46,021	213,816

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 予 備 費		139,986	1,081	141,067
	1 予 備 費	139,986	1,081	141,067
3 諸支出金		0	44,940	44,940
	1 繰 出 金	0	44,940	44,940
歳 出	合 計	167,795	46,021	213,816